平成２４年（フ）第１７３号
富山市小杉2070番地　メゾン・ド・ラフィネⅡ102号、開始決定時住所富山市豊田本町４丁目13番８号
破産者　徳山　茂樹
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県淡路市育波1477番地２、前住所兵庫県洲本市桑間468番地１メゾントゥルース201号
破産者　柏木千恵子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０５号
和歌山市中筋日延389番地の15
破産者　宮﨑　順仁
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市雲山246―３　ハイツグレース202、開始決定時の住所鳥取県鳥取市雲山172番地19
破産者　森原　和則
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
山口市佐山1961番地９
破産者　澤田佐智江
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第８１１号
福岡市早良区星の原団地32番505号
破産者　新原　涼子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時
平成25年７月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１０号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目８番13号
破産者　瓦の西淡こと　井口　初夫
1　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
2　一般調査期日　平成25年９月13日午前10時30分
平成25年６月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１号
宮崎市高岡町内山3024番地12
破産者　清水　俊孝
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年８月23日午前９時45分
平成25年７月１日　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８４号
愛知県安城市二本木町二本木109番地５　Ａ・Ｃｉｔｙ二本木205、住民票上の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿二の切256番地２
破産者　佐藤　泰司
1　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
2　一般調査期日　平成25年10月４日午後１時50分
平成25年７月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
福岡市南区柏原４丁目20番35号
破産者　株式会社コータケ
1　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
2　一般調査期日　平成25年10月３日午前11時
平成25年６月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０５号
福岡市中央区平尾５丁目16番38号
破産者　高武　奈美
1　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
2　一般調査期日　平成25年10月３日午前11時
平成25年６月27日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３７７号
北海道爾志郡乙部町字富岡251番地
破産者　有限会社富岡農場
1　期日　平成25年９月13日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月27日　函館地方裁判所民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７８号
北海道爾志郡乙部町字富岡251番地の19
破産者　飯田清悦郎
1　期日　平成25年９月13日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
平成25年６月27日　函館地方裁判所民事部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第２４６号
静岡県富士市厚原2180番地の４
破産者　小長谷陽子
破産手続開始決定日　平成24年12月25日
平成25年６月28日　静岡地方裁判所富士支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋１丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング
清算特定目的会社　京都駅南開発特定目的会社
代表清算人　南　　裕史
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　清算特定目的会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０２７号
東京都板橋区高島平２丁目１番８号
清算株式会社　株式会社日本宅送
代表清算人　片山　卓朗
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社、株式会社日本宅送(以下「清算会社」という。)は、各協定債権者に対し、本協定の認可確定後１か月以内に、協定債権額の3.07％の金員を弁済する。
2　各協定債権者は、清算会社から前項の金員の弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　本協定に基づく弁済は、清算人事務所（東京都港区赤坂２丁目11番３号福田ビルウエスト３階）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行口座への振込送金を文書で求めた場合には、その指定口座宛に、清算会社の費用負担で振込送金する。
4　第１項の弁済後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部